

波崎中継施設運転管理業務委託

仕様書

令和7年12月

鹿島地方事務組合



## 目次

1. 総則（一般仕様書）	1
1.1 事業概要	1
1.2 基本事項	1
(1) 業務名	1
(2) 業務実施場所	1
(3) 業務内容	1
(4) 業務期間	1
(5) 対象施設	2
1.3 業務要件	3
(1) 適正な運転管理	3
(2) 操業時間（受付時間）	3
(3) 服装	3
(4) 設備・機材の貸与	3
(5) 書類の作成及び提出	4
(6) 安全管理	4
(7) 火気の使用	4
(8) 損害賠償	4
(9) 広報への協力	5
(10) 報告会	5
1.4 契約内容の遵守	5
1.5 指導及び報告	5
1.6 検査等	5
1.7 保険への加入	5
1.8 許認可等の取得	5
2. 特記仕様	6
2.1 年間稼働日数	6
2.2 操業時間	6
(1) 労働時間	6
(2) 操業パターン	6
2.3 運転管理体制	6
(1) 仕様書記載事項	6

(2) 運転管理体制.....	7
2.4 各種業務内容.....	8
(1) 日常業務.....	8
(2) 車両誘導業務.....	8
(3) 受付・搬入管理業務.....	9
(4) ごみ処理手数料の徴収業務.....	9
(5) 安全管理業務.....	9
(6) 用役管理区分.....	10
(7) 維持管理業務.....	10
(8) 防災管理業務.....	11
(9) 保安・清掃業務.....	11
(10) 可燃ごみ搬出業務.....	12
(11) その他関連業務.....	13
2.5 本業務期間終了時における事項.....	13
3. 参考資料.....	14
3.1 想定作業スケジュール.....	14
3.2 車両誘導動線（平常時、繁忙時）.....	15

## 1. 総則（一般仕様書）

### 1.1 事業概要

本仕様書は、鹿島地方事務組合（以下、「本組合」という。）が発注する波崎中継施設運転管理業務（以下、「本業務」という。）について、本組合の要求する業務内容を示すものである。

本仕様書は、本業務の基本的な内容を定めるものであり、本業務の目的達成のために必要な業務等については、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の運営事業者（以下、「事業者」という。）の責任において全て完備及び遂行すること。

なお、本仕様書に明記されている事項を上回る提案がある場合には、これを妨げるものではない。

### 1.2 基本事項

#### (1) 業務名

令和 8～10 年度波崎中継施設運転管理業務

#### (2) 業務実施場所

茨城県神栖市波崎 9602 番地

#### (3) 業務内容

本業務の内容は、波崎中継施設における車両誘導業務、受付・搬入管理業務、安全管理業務、用役管理業務、維持管理業務、防災管理業務、保安・清掃業務、可燃ごみ搬出業務、その他関連業務とする。

#### (4) 業務期間

本業務の実施期間は、契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までを準備期間（試運転を含む）とし、正式な運営委託期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。なお準備期間中に実施する試運転の開始予定日は令和 8 年 3 月中旬頃から 1 週間実施とする。

## (5) 対象施設

本業務の対象となる施設の概要を以下のとおり示す。

項目	概要
施設名称	波崎中継施設
施設規模	約210㎡（敷地面積9,999㎡、同敷地内に既存の広域波崎RDFセンターが存する。）
中継方式	搬入者が下ろしたごみを作業員がパッカー車に積込む。
供用開始	令和8年4月
設計/施工	株式会社日産技術コンサルタント/大勝建設株式会社
工事監理	株式会社日産技術コンサルタント
搬出車両	2t～6tパッカー車
給水設備	生活用水（上水）
排水処理設備	生活排水（合併浄化槽）
洗車設備	なし

### 1.3 業務要件

#### (1) 適正な運転管理

事業者は、本施設を適正に稼働させ、住民に安心・安全を与える運営管理に努めること。

#### (2) 操業時間（受付時間）

本施設の操業時間は8時30分から16時までを基本とする。

#### (3) 服装

事業者は、作業員の服装を名札を付けた作業服で統一すること。また、本施設の運営管理に必要な適切な保護具等を着用すること。

なお、カスタマーハラスメント対策の観点から、服装等を変更する場合は、事前に本組合と協議のうえ変更すること。

#### (4) 設備・機材の貸与

事業者は、本組合が貸与した設備や機材、備品を適切に管理すること。貸与した設備や機材、備品については、本業務の目的外に使用することは認めない。なお、事業者の過失によって、紛失、破損または損傷した場合、事業者の責任負担のうえ、復旧等を行うこと。事業者の過失なく、紛失、破損または損傷した場合、本組合への連絡を行うこと。

貸与予定もしくは貸与可能な備品は下記に示すとおりとし、下記に示す備品以外で本業務に必要なと思われるものは事業者が自ら調達すること。

貸与予定の備品	数量	備考
事務用机	3	事務室
事務用椅子	3	事務室
長机	2	応接スペース
椅子	6	パイプ椅子等
収納棚	1	WC前室
書類収納棚	11	事務室及び収納室

靴箱	2	廊下
冷蔵庫	1	給湯スペース
電子レンジ	1	給湯スペース
給湯ポット	1	給湯スペース
掃除機	1	屋内用
屋外用掃除機	1	積替えスペース

貸与可能な備品	数量	備考
スポットクーラー	-	必要に応じて
ストーブ	-	必要に応じて
ロッカー	2	更衣室各1
工具一式	-	必要に応じて
フォークリフト	-	使用する場合、別途点検費用が必要

#### (5) 書類の作成及び提出

事業者は、特記仕様書に記載の各種書類を作成し、本組合へ提出すること。

#### (6) 安全管理

事業者は、特記仕様書に示す内容を遵守すること。

#### (7) 火気の使用

事業者は、原則として火気を使用しないこと。

#### (8) 損害賠償

本業務における損害賠償の負担は、原則以下に示すとおりとする。

- ① 事業敷地内の事故や災害発生による施設損傷 : 組合
- ② 事業敷地内の事故や災害発生による第三者賠償 : 事業者
- ③ 事業敷地外の運搬中の事故や災害による第三者賠償 : 事業者



#### (9) 広報への協力

事業者は、本組合が搬入ごみ等に関する広報を行う場合、必要な協力を行うこと。

#### (10) 報告会

事業者は、受付件数や課題等をまとめ、原則として毎月1回、本組合と報告会を実施し、本業務の円滑な実施に努めること。

### 1.4 契約内容の遵守

事業者は、本業務期間中において、仕様書及び契約書などに記載された要件を遵守すること。

### 1.5 指導及び報告

事業者は、本業務期間中、本組合及び関係官公庁等の指導に従うこと。また、本業務に関連する事項について報告を求められた場合は、速やかに対応すること。

### 1.6 検査等

事業者は、本組合が立ち入り検査を行う場合は協力すること。また、本業務においては、特記仕様書に記載する維持管理業務を行い、これを遵守すること。

### 1.7 保険への加入

本組合は、本施設に係る建物及び備え付け機械装置等の火災及び地震による災害等を対象として、公益社団法人全国市有物件災害共済会に加入する。

事業者は本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険、自動車保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証の内容については、事前に本組合の承諾を得ること。

### 1.8 許認可等の取得

事業者は、本業務開始までに必要となる全ての許認可等を取得し、業務期間中維持すること。なお、業務期間中に新たに必要となる許認可等が発生した場合についても、同様に、事業者の責任において対応すること。

## 2. 特記仕様

### 2.1 年間稼働日数

施設の年間稼働日数は、鹿島地方事務組合可燃ごみ処理施設等の設置及び管理に関する条例の定めるところにより、週休1日(日曜日)及び年末年始(12/31、翌1/1~1/3)を休業日とし、年間稼働日数は約310日程度とする。

### 2.2 操業時間

#### (1) 労働時間

労働時間は、8時30分から17時を基本とする。(8時間30分)

従業員は、昼休憩を1時間程度取得すること。

ただし、施設の操業時間内は受付業務を継続するため、配置等を適宜調整すること。

#### (2) 操業パターン

操業パターンは以下のとおりを想定する。

8時30分開門(操業開始)

15時頃最終パッカー車出発

16時閉門(残っている車両は受入)

～16時最終パッカー車到着 16時～17時清掃

～17時業務終了

### 2.3 運転管理体制

#### (1) 仕様書記載事項

本仕様書に記載した事項は、基本的内容について定めたものであるため、業務期間中において施設の信頼性やサービスの向上につながる提案があれば、これを妨げるものではない。そのため、事業者は本仕様書に明記していない事項であっても、業務遂行に必要なものや事業の性格上当然必要と考えられるものについては、事業者の責任において対応すること。

## (2) 運転管理体制

### 1) 組織体制

事業者は、本業務の実施に必要となる組織体制を構築した組織図を作成し、本組合に報告すること。その際、総括責任者及び後述する有資格者を確実に配置すること。

あわせて、平時及び緊急時の連絡体制を整備するものとし、本組合に報告すること。なお、組織体制及び連絡体制を変更する場合は、事前に本組合と協議のうえ、変更すること。

### 2) 許認可及び有資格者等の配置

事業者は、本業務開始までに神栖市の一般廃棄物収集運搬業の許可を有すること。

また、本業務の実施に必要となる有資格者及び職員を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導を遵守する範囲において、有資格の兼任を可能とする。

なお、下記に示す資格以外に、当然必要となるものや法令の変更等により、下記以外の資格が必要になった場合も、事業者はその有資格者を法令に従って配置すること。

- ① 搬出車両に応じた自動車免許
- ② 消防法の定めるところによる防火管理者
- ③ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- ④ 各種重機操縦免許（必要に応じて）

## 2.4 各種業務内容

### (1) 日常業務

事業者は、委託者から指示を受けた次の業務について、これを行うものとする。業務内容の詳細は(2)車両誘導業務～(11)その他関連業務に示すとおりとする。

業務項目	業務頻度
可燃ごみの受付、積替え業務	毎日
可燃ごみの搬出業務	毎日
電話の応対	毎日
施設内の清掃	毎日
日報・月報・年報	毎日/月/年
計量表件領収書（副本）の整理	毎日
月予定表作成	適宜
施設の保守点検	適宜
補修などの見積依頼の補助	適宜
文書等の作成	適宜
その他委託者から指示のあった事項	適宜

### (2) 車両誘導業務

#### 1) 平常時

場内に来場した搬入車両を積み替えスペースに安全に誘導する。誘導する場合、車両動線が錯綜することが避けられないため、進入防止バー及び信号を使って、3台1セットとして積み替え作業を行う。3台が積み替えを終了し、積み替えスペースより退出したことを確認して次の3台を積み替えスペースに誘導する。（パッカー車が積み替えスペースに停車中は2台とする。後付け、「3.参考資料」参照）

本作業員は車両誘導員1名及び事務室計量担当1名、積み替え作業員兼進入防止バー運転員1名の計4名以上を常時配置することとし、休憩時間等を考慮して日当たり6名体制とすること。なお、中継運搬のためのドライバーは、施設に常駐し作業員として配置する場合、上記の人数に数えることができるものとする。なお、進入防止バーの操作は、誘導員による場内トランシーバーの指示により行う。

## 2) 繁忙時

繁忙時とは、年末年始（年間6操業日程度）とし、過去の実績より平常時の最大約10倍の車両が来場する可能性があり、特別な対応が求められる。繁忙時には、通常の積替スペースとは別途に施設外に積み下ろしヤードを設け、家庭ごみ搬入車両を受け入れることとする。（後付け、「3.参考資料」参照）事業ごみ搬入車両は、平常時と同様に施設内の積替スペースにて積み下ろし及び2回計量を行う。

なお、繁忙時においても車両間の交錯には十分に注意し、作業員の増員等、適切な人員配置によって車両誘導を行うものとする。

## (3) 受付・搬入管理業務

3台ずつ搬入される車両について、事務室内のカウンターで、事業ごみ、家庭ごみの区分を確認し、事業ごみについては、トラックスケールを用いて積下しの前後で2回計量を行い、料金徴収を行う。家庭ごみについては、搬入車両台数のみをカウンターで計測し、ごみを下ろす場所を伝え、車両の誘導を行う。

受付・搬入管理業務については、日報・月報・年報で組合に報告する。

## (4) ごみ処理手数料の徴収業務

1) 事業者は、ごみ搬入に際し計量後において処理手数料を徴収し、受払いを明確にしておくものとする。

2) 徴収した処理手数料は、現金出納簿を備え受払いをするとともに本組合の指定金融機関に払い込むものとする。

なお、払い込みまでの間は事業者が収納した手数料を保管すること。

3) 受託者は、委託を受けた事務に関し、毎日、委託者に報告するものとする。ただし、土・日曜日、祝祭日に係わる日は次の業務日に報告するものとし、12月29日、30日に係わる事務については、1月最初の業務日に報告するものとする。

4) 上記の処理手数料の徴収業務については、別に定める公金収入事務委託契約を締結するものとする。

## (5) 安全管理業務

ごみをパッカー車へ積み込む際は、パッカー車への巻き込み事故を防止するため、積み込み作業は搬入者にはさせないこと。搬入者が下ろしたごみを作業員が受け取り、積み込むこと。積み込み作業のための人員は必ず1名以上配置すること。

日常の操業において、適切な安全を確保するため、事業者は、従事者に対して定期

的に安全衛生教育及び安全確保に必要な訓練を行うものとし、訓練状況を報告書としてとりまとめること。

なお、労働安全衛生上、問題があることが判明した場合、事業者は本施設の改善を本組合に提案すること。

## (6) 用役管理区分

波崎中継施設における用役管理費の負担区分は下記に示すとおりとする。記載のないものについては原則、事業者負担とする。

用役管理費目	負担区分	備考
電気料金	組合	
水道料金	組合	
電話料金	事業者	電話通信業者と契約すること。
ネット回線料金(必要に応じて)	事業者	必要に応じて、電気通信業者等と契約すること。
燃料費	事業者	搬出車両等
夜間機械警備	組合	
AED 借用料金	組合	
害虫・害獣駆除、モニタリング費用	組合	
その他費目	原則、事業者	

## (7) 維持管理業務

事業地は、海沿いにあり、施設への塩害が懸念されることから、オーバースライダーや屋外階段等の建築物の劣化には十分留意し、本施設及び使用するパッカー車並びに重機(使用する場合)の法定点検・検査及びメーカー推奨頻度での点検を実施すること。また、事業者日常点検で異常が発見された場合や、故障が発生した場合は、事業者の所掌範囲で臨時点検を実施すること。

点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数または本組合との協議による年数保管すること。なお、点検・検査項目は以下のように想定され、点検・検査結果報告書を作成し、本組合に提出すること。

点検項目	点検頻度	備考
トラックスケール（台貫）	法定点検 2年毎	メーカー（自主点検） 検定所、計量士（法定点検）
浄化槽	保守点検 1回/4月以上 汚泥引き抜き頻度 1回/年以上	保守点検業者、清掃業者と一括契約すること。 (社)茨城県水質保全協会へ確認のこと。
その他建築設備	1回/年程度	換気設備 排煙設備 非常用照明 給排水設備
その他防災設備	1回/年程度	火災報知器、非常警報設備

## (8) 防災管理業務

事業者は、本施設の機能を発揮し、廃棄物処理法、消防法・建築基準法等の各種関係法令に配慮した適切な防災管理業務を行うこと。

また、事業者は、緊急時における人身の安全確保、復旧等の手順を定めた緊急時対応マニュアルを作成し、マニュアルに従った適切な対応を行うこと。

台風、大雨等の警報発令時、猛暑日、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、本組合、自主防災組織、警察及び消防・病院等への連絡体制を整備すること。なお、これらの体制を変更する場合は、速やかに本組合に報告すること。また、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うものとし、実施状況を報告書としてとりまとめること。なお、訓練の開催については、事前に本組合の参加について協議すること。

事業者は、事故が発生した場合は、緊急時対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を本組合に報告すること。また、報告後速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本組合に提出すること。

近年、パッカー車を含む、様々な廃棄物関連施設において、火災が頻発していることから、防火対策には、十分配慮すること。

## (9) 保安・清掃業務

組合職員が常駐しない施設運営のため、敷地内に存する広域波崎 RDF センター建屋を含む施設の保安整備、敷地全体の見回り等を実施すること。

構内道路におけるサイン工事や看板、カーブミラー、ポラード等安全に必須な設備は、十分に保安・清掃し、安全な搬入退出と清潔の確保に努めること。

事業者は、トイレ、シャワー室を含む施設内の清潔を保持するため、終業前1時間程度、掃除機を用いて、清掃すること。また、汚れ、悪臭等が発生した場合には、必要に応じて床清掃等を行うこと。

事業地は、下水道が未整備であるため、排水（生活排水・雨水排水・洗浄水）を地下浸透により処理している。このため、「茨城県の小規模開発に伴う雨水浸透処理に関する取扱基準」に基づき、浸透側溝や浸透柵、浸透トレンチ等を管理する必要がある。浸透処理施設の用地の帰属また、管理は市町村となるが、本事業においては、日常的に施設を使用するのは事業者となるため、取扱基準に基づき、用地の帰属及び管理について本組合と協定を結ぶこと。

## (10) 可燃ごみ搬出業務

### 1) 搬出業務

事業者は、場内に配置したパッカー車に規定の積載量が貯留された時点（又は作業時間の効率性から搬出が適切と考えられる貯留量に達した時点）で、パッカー車を鹿島共同可燃ごみクリーンセンターに移動し積み込んだごみを搬入すること。

その際には、次の積み込み作業に支障のないようにすること。運搬業務後のパッカー車の洗車は事業者自らが行うこと。但し、当該波崎中継施設内には、洗車設備が無い場合、鹿島共同可燃ごみクリーンセンターの洗車設備を利用可能とする（有料、1台当たり3000円/月）。

なお、パッカー車の運転手は、常時待機でなくとも可とする。（必要に応じて電話等で手配でも可）ただし、搬出作業に支障のないようにすること。

### 2) 搬出入車両

本施設に搬入する車両は、以下を基本と想定する。また、搬出車両は事業者が自らの負担によって調達すること。

#### ① 搬入車両

- ・ 平ボディトラック : 2t まで
- ・ 普通自動車

#### ② 搬出車両

- ・ パッカー車 : 2～6t（全高 3000mm 以下、全長 7000mm 以下の車両とする。）



### 3) その他の車両

本組合は本施設に重機等を配置しないため、事業者が本業務において重機や車両を必要とする場合は、事業者の所掌で新たに調達するものとし、調達費用は事業者が負担すること。なお、同敷地に隣接する広域波崎 RDF センターに存するフォークリフトの使用については本組合と協議し、承諾を得ること。

#### (11) その他関連業務

- ① 本業務において、作業の効率性や経済性、安全性等を高める提案又は、改善すべき提案がある場合には、本組合に提案し、作業の適正化を図ること。
- ② 市民からの電話応対等を適切に行うこと。

#### 2.5 本業務期間終了時における事項

本業務期間中において、本施設の次期運営方法等に関する検討を行う予定であるため、事業者は本組合の検討に協力すること。

なお、事業者は本業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を本組合に引き渡すこと。本組合は、本施設の引き渡しを受けるに際して、引き渡しに関する検査を行う。

- ① 本組合が本仕様書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、本組合が指示する内容の業務の本組合への引継ぎを行うこと。
- ② 建築物に、施設運営に支障をきたす破損がないこと。

### 3. 参考資料

#### 3.1 想定作業スケジュール

想定作業スケジュールを以下に示す。なお、本スケジュールは、搬入量（車両）の第3四分位数（75%値）※を用いて組んでいる。（施設的设计上過大にならないようにすること、搬入車両台数のバラツキが大きいいため、実際の運営に合わせることを目的としている。）

※第3四分位数：日別搬入台数を少ない準に並べたときの75%を表す（平均台数よりも多い）。特に搬入の多い繁忙時を除く年間操業日の内、75%の操業日における搬入台数を想定し、施設運用に問題がないか検討している。

表 3-1 時間帯別想定車両台数及び時間当たりの所要時間（2024年度実績、第三四分位数基準）

	①家庭ごみ搬入 台数 [台]	②稼働時間補正 (①+(8+16時台台 数/7)) [台]	③5分/台とした ときの所要時間 (②*5分/2カ所) [分]	④事業ごみ搬入 台数 [台]	⑤稼働時間補正 (④+(8+16時台台 数/7)) [台]	⑥7分/台とした ときの所要時間 (⑤*7分) [分]	⑦時間当たり所 要時間 (③+⑥) [分、60未満ok]
8時台	8.7	-	-	0.6	-	-	-
9時台	17.8	19.1	38.2	1.2	1.2	7.4	45.6
10時台	19.5	20.8	41.5	1.3	1.4	8.1	49.7
11時台	18.2	19.4	38.9	1.2	1.3	7.6	46.5
12時台	5.9	7.2	14.3	0.4	0.5	2.8	17.1
13時台	16.4	17.6	35.2	1.1	1.1	6.9	42.1
14時台	17.3	18.5	37.1	1.1	1.2	7.2	44.3
15時台	19.1	20.4	40.8	1.2	1.3	8.0	48.7
16時台	0.0	-	-	0.0	-	-	-
日計	123.0			8.0			

※⑦：1時間つまり60分当たりの作業時間が、全ての時間帯において60分以下と想定されるため、十分に受入対応は可能である。

表 3-2 平均及び第三四分位数の持ち込みごみ量（2024年度実績）

持ち込みごみ量(+5kg)		持ち込みごみ量		
平均	25.2	第一四分位	第二四分位	第三四分位
標準誤差	0.2	5	15	25
中央値（メジアン）	15			
最頻値（モード）	15			
標準偏差	35.2			
分散	1241.0			
尖度	64.1			
歪度	5.9			
範囲	880			
最小	5			
最大	885			
合計	866985			
データの個数	34409			
信頼度(95.0%)(95.0%)	0.3722			

※少数点の取り扱いについて：  
 ・計算によって求めるもの（平均や標準偏差など）・・・小数点第一位で表す。  
 ・実数値を採用しているもの（中央値や最小値、四分位数など）・・・整数で表す。

表 3-3 ごみ量別積み下ろし平均時間（2024 年度実績）

ごみ量別積み下ろし平均時間 (min)			
ごみ量	家庭ごみ	事業ごみ	計
5 kg	1.6		1.6
15 kg	1.7	1.9	1.7
25 kg	1.9	2.0	1.9
35 kg	2.1	2.1	2.1
⋮			⋮
⋮			⋮

### 3.2 車両誘導動線（平常時、繁忙時）

平常時及び繁忙時の車両動線を次に示す。原則、車両誘導の動線は次に示すとおりとするが、施設運用上及び安全性、機能性において次に示す車両動線を上回る提案があればこの限りではない。